

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 三二
(同) 三一

公 示

指定管理者の指定
指定管理者の指定
指定管理者の指定
指定管理者の指定
落札者等に関する公示
土地改良区役員の退任及び就任

(地域スポーツ課) 三三
(環境企画課) 三二
(文化創造課) 三二
(障害福祉課) 三三
(工業技術研究所) 三三
(西濃農林事務所) 三三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(とき)
(に)
(当)
(たる)

告 示

岐阜県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域敷地の幅員 | | 延長 | 備考 |
|-------|------|----------------------|-------------|-------------|------|----|
| | | | 前 | 後 | | |
| 県道 | 下丸山線 | 下呂市馬瀬下山字向山二八六番三七地先地内 | 二七・五 三・三 | 三三・九 三・六 | 二八・〇 | |

岐阜県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路

平成三十一年一月二十二日

第 三 千 十 六 号

平成三十一年一月二十二日

(火曜日)

維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|------|-----------|------------------------|---------------------|--------------|-------------|---|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の期日 | 備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか) |
| 県道 | 白下 川呂線 | 下呂市門和佐字萱場一七八六 番一地从り | 同市同字同 一八四〇 番一地从り | 二六・〇 | 平成 三・一・三 | 平成 六・一・二五 |

公 示

指定管理者の指定

岐阜県長良川スポーツプラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十八条の規定により公示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市宇佐南三丁目六番一〇号
株式会社技研サービス
代表者 榎橋 泰之
- 二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号）第十三条の規定により公示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
高山市丹生川町坊方二一九番地一
乗鞍国際観光株式会社
代表者 洞口 良三
- 二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

指定管理者の指定

ぎふ清流文化プラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、ぎふ清流文化プラザ条例（平成六年岐阜県条例四号）第十五条の規定により公示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市学園町三丁目四二番
公益財団法人岐阜県教育文化財団
代表者 高木 敏彦
- 二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県福祉友愛アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）附則第二項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目一番一号

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会

代表者 岡本 敏美

二 指定の期間

平成三十一年六月一日から平成三十三年三月三十一日まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県産業技術総合センター（仮称）七器等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年11月13日
- 4 落札者を決定した日 平成30年12月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜県岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地4

株式会社インフオフォーム
代表取締役 辻 博文

6 落札金額 33,458,400円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県工業技術研究所企画調整課管理調整係
- (2) 所在地 関市小瀬1288番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 退任年月日 | 役名 | 氏名 | 住居 | 所在地 |
|-------|---------|----|--------|---------------|--------|
| 土地区 | 平成 | 理事 | 小川 敏 | 大垣市羽衣町八丁目 | 一八番地 |
| 改良区 | 三〇・三・二四 | | 高見 巖 | 木戸町 | 五四〇番地 |
| | | | 古宮山 春雄 | 南若森町二丁目 | 五二番地 |
| | | | 萩野 英夫 | 入方二丁目 | 一六〇五番地 |
| | | | 服部 明 | 川口二丁目 | 二二番地 |
| | | | 國枝 義見 | 浅草二丁目 | 六二八番地一 |
| | | | 川合 洋三 | 平町 | 三二番地一 |
| | | | 種田 務 | 長沢町二丁目 | 八七九番地 |
| | | | 柳瀬 崇 | 西之川町二丁目二〇八三番地 | |
| | 平成 | | 大橋 典夫 | 松町 | 一三一番地 |
| | 三〇・六・二 | | 増井 正一 | 荒尾町 | 一一九六番地 |
| | 平成 | | 藤田 浅美 | 野口二丁目 | 二二番地二 |
| | 三〇・三・二四 | | | | |

就任した役員

| 改良土地 改良区名 | 平成 三〇・三二 三三・三五 | 年月日 | 就任 | 役員氏名 | 住所 |
|--------------|----------------------|-----|----|-------|----------------|
| 大垣土地改良区 | 理事 | | | 小川敏 | 大垣市羽衣町八丁目 一八番地 |
| | | | | 高見敏 | 木戸町 五四〇番地 |
| | | | | 古宮山春雄 | 南若森町二丁目 五二番地 |
| | | | | 桑原一 | 高瀬三丁目 五〇番地二 |
| | | | | 杉野豊 | 内原二丁目 一四九番地 |
| | | | | 國枝義見 | 浅草二丁目 六二八番地一 |
| | | | | 川合洋三 | 平町 三一番地一 |
| | | | | 國嶋昇 | 大井三丁目 一七六番地 |
| | | | | 柳瀬崇 | 西之川町二丁目二〇八三番地 |
| | | | | 本田正二 | 静里町 六五九番地 |
| | | | | 山田修司 | 荒尾町 二二〇三番地一 |
| | | | | 藤田淺美 | 野口二丁目 二二番地二 |
| | | | | 清水輝雄 | 津村町二丁目 四七番地五 |
| | | | | 桐山英一 | 今宿二丁目 一五七番地一 |
| | | | | 河合和美 | 興福地町二丁目 五二番地 |
| | | | | 吉村正弘 | 長松町 一〇九七番地 |

平成三十一年一月二十二日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社